

令和3年度亀岡市支えあいまちづくり協働支援金事業について

●令和3年度亀岡市支えあいまちづくり協働支援金変更箇所（案）

①審査会

対面でのプレゼンテーションを実施しない。活動をPRするという事は支援金獲得以外にも市民活動を進めるにあたって必要なことであると考え、団体によっては申請をためらう理由になっているため、試験的に書類と受付時のヒアリングの内容をもとに審査を実施する。

②報告会

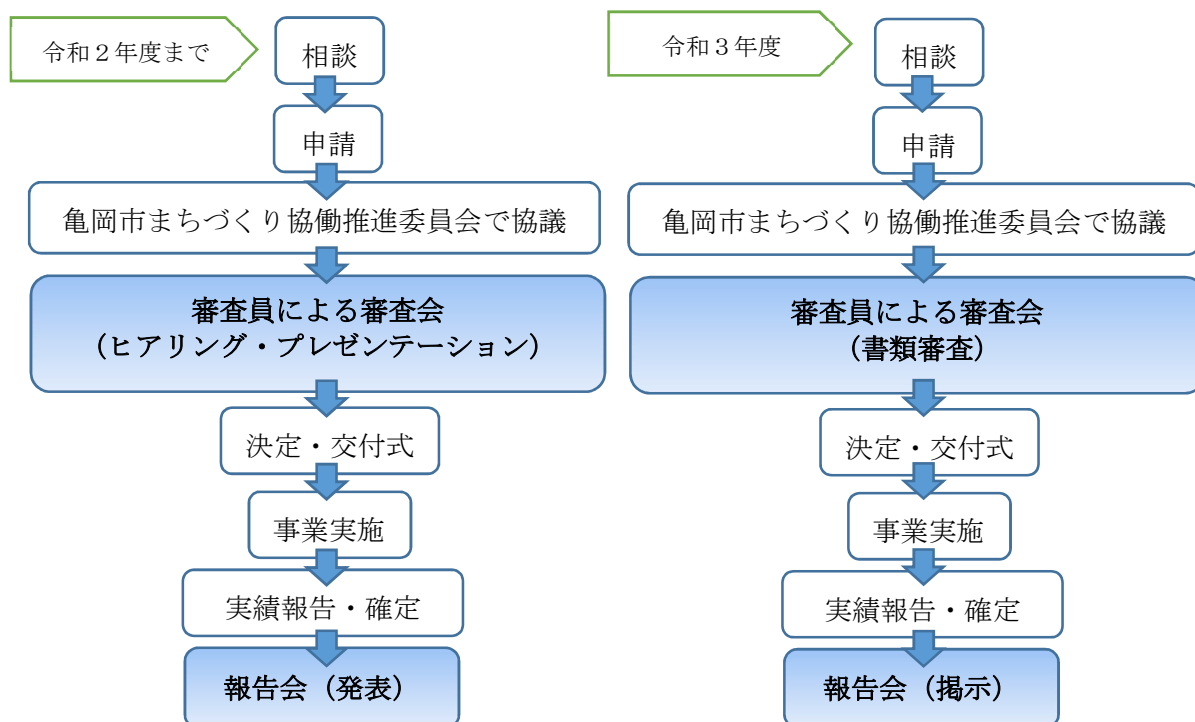
これまでは日時を設定して口頭での発表形式、一般へ公開して行ってきた。活動内容を公開することは必要であるが、申請をためらう理由とする団体や、どうしても日程調整が出来ず欠席となった団体もあった。

こちらでも試験的に掲示による報告を実施し、市役所庁舎（1階ロビー）など、展示可能な場所を使って広く団体以外の人目に触れる機会を作ることで、団体や市民活動、支援金の広報に繋げていく。

③事業の継続性

継続性を一つの審査項目に挙げている。これまでも、支援金終了後の計画について記載欄を設けていたが、もう少し具体的に、おおよそ3年程度の実施事業に関する計画・見通しについて記入項目を設けることで、継続性をもって取り組んでもらえるようにする。

変更点①、②について全体流れの中で図示（枠内着色箇所が変更点です。）



令和 3 年度 亀岡市支えあいまちづくり 協働支援金 募集要項

協働とは 「市民と行政が、市民生活の満足度を高めるため、開かれたプロセスのもと、
対等なパートナーシップで取り組み、互いに成長していくこと」
(亀岡市まちづくり協働推進指針)

豊かで魅力があり誰もが愛着を持てるまちづくりに貢献する、
市民活動団体等の自主的な取組みを支援します。

募集期間 4月 日 () ~ **5** 月 日 () まで

亀岡市生涯学習部市民力推進課

1. はじめに

本制度は、地域の課題解決による魅力あるまちづくりに向けた市民活動団体等の自主的な取り組みを資金面から支援することを目的として、平成 22 年度の創設から令和 2 年度までの 11 年間で、子育て支援・自然環境の保全・農林振興など、その他様々な分野において延べ 104 事業への支援を行ってきました。

今年度も、市内各地域が抱える課題を解決するために実施される事業を支援します。

2. 支援メニュー

メニュー名	概要	交付上限額	交付率
スタート事業	立ち上げ期の団体の事業	20万円	対象経費の 10/10以内
ステップアップ事業	活動の充実を図る事業	20万円	対象経費の 3/4以内
市民連携事業	2つ以上の団体が各々の特性を活かすことで、単体では実現できなかった効果が期待できる事業	40万円	対象経費の 3/4以内

☆各事業の概要

(1) スタート事業

これから市民活動を始める設立後まもない（2年以内）団体で、本制度を初めて利用し実施する事業を支援します。申請は1団体につき1回のみ可能です。

【これまでの支援事業例】

- ・ 障害者手帳交付基準外の障害児の現状発信（障がい児支援団体キッズバリアフリー）
- ・ 移動式サロンによる高齢者の集いの場づくり（べついんいきいきサロン）

(2) ステップアップ事業

活動実績が概ね2年以上で、地域の課題解決を図る新たな取り組みを実施したい、これまでの活動を更に充実させたいという団体の事業を支援します。

【これまでの支援事業例】

- ・ 子育て中の保護者の交流の場づくり（NPO法人亀岡子育てネットワーク）
- ・ 森林の整備による緊急災害時の対応と地域の絆づくり（重利の山を守る会）

(3) 市民連携事業

2団体以上（これまでに連携実績がない、又は連携を初めて間もない組み合わせを想定）が事業の企画段階から連携することにより、申請団体単独での事業実施と比べて大きな相乗効果が見込める事業を支援します。連携先は、市民活動団体、自治会、亀岡市等の行政機関、大学等の教育機関などです。※単なる場所の貸し借りや、人集めを目的とした組み合わせは「連携」とみなしません。

【これまでの支援事業例】

- ・ 保津川の環境保全及び市民活動団体の資金獲得を目的としたチャリティ・ランニングイベントの開催（ほづがわチャリティ・ファンラン実行委員会）

★過去の支援金交付事業の詳細については、亀岡市ホームページ【トップページ→暮らし→市民活動→市民活動支援】をご覧ください。

☆交付金額について

- 1,000 円未満は切捨てとなります。
- 交付率はメニューによって異なりますので、前ページ「2. 支援メニュー」を確認してください。
- 交付状況により再募集を行う場合があります。
- 支援金の一部（交付金額の 8 割以内）を事業完了前に交付（前払い）することができます。

☆注意事項

- 同一事業の申請は、原則として 3 年間を限度とします。
※事業内容が異なれば、これまで申請していただいた団体でも申請していただけます。ただし、単に事業名を変えたなど、事業内容が同一と見なされるものについては受け付けられません。
- スタート事業については、他の補助金等を受けない事業（申請中も含む）に限りませ。
- ステップアップ事業については、他の補助金等の併用を認めませ。
（但し、亀岡市が支出する補助金等との重複は認められません。）
- 同一団体によるスタート事業及びステップアップ事業への重複申請はできません。

3. 審査基準

各メニューそれぞれ下記の 5 項目に基づき申請内容を総合的に判断し選考します。なお、審査項目の「事業の公益性」「課題解決力」については 5 項目のなかでも特に重要な視点として審査を行います。

項目	要件
事業の公益性	◎ 地域の課題を的確に把握し、地域のために事業を企画していること （例）・地域の実情に合った課題を設定し、地域で共有している、又は共有を図っているか ・主体的な情報発信により事業効果を広く発信しようとしているか
課題解決力	◎ 設定した課題の解決を図る具体的な手段やその効果が示されていること （例）・事業の目的と手段の関係性が明確か ・設定した課題の解決に向けて前進を図ることができる手段が示されているか
事業の継続性	◎ 交付終了後の自立や継続的発展に向けた展望を持っていること （例）・次年度以降の事業計画において継続的、発展的な展望はあるか ・参加費や寄付金の獲得など、支援金終了後も活動を継続するための自己資金獲得に向けた展望はあるか
事業実現性	◎ 事業実施のために必要な体制が整っていること （例）・スケジュール、人員確保、他団体との事前調整などができているか
チャレンジ性 ※スタート事業のみ	◎ 新たに地域の課題解決を行おうとする熱意があること （例）・地域の課題を自分事として捉え主体的に活動しようとしているか
発展性 ※ステップアップのみ	◎ これまでの活動と比較して発展した部分がみられること （例）・これまでの活動の成果と課題を活かした内容になっているか
協働効果 ※市民連携のみ	◎ 各団体が特性を活かし、単体では実現できない効果が期待できること （例）・相乗効果が期待できる連携先であるか ・事業の企画段階から十分な事前協議と役割分担を行えているか

- 下記に該当する事業は、対象となりませ。

- ① 個人給付等の補助的要素を含む事業
- ② 交付決定前に完了している事業
- ③ 営利のみを目的とする事業

- ④ 事業効果が申請団体や特定の個人・団体のみに帰属する事業
- ⑤ 政治活動、宗教活動及び他の団体を補助する活動を目的とする事業
- ⑥ 学術的な研究事業、事業実施を伴わない調査等
- ⑦ 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント開催事業
- ⑧ 生涯学習事業 ※（公財）生涯学習かめおか財団において生涯学習事業助成を行っています。

4. 申請資格

本支援金に申請できる団体は、次に掲げる要件をすべて満たした団体です。

要 件	スタート 事業	ステップアップ 事業	市民連携事業	
			申請 団体	連携先
5人以上の構成員を有し、構成員の5割以上が市民である	○	○	○	△ 市民割合は不問
市内に事務所又は活動拠点を置き、市内で活動している	○	○	○	× 市外でも可
団体運営に関する規約、会則等を定めている	○	○	○	○
1年以上の活動実績があり、団体の直近年度の決算書を提出することができる	×	○	○	○
役員構成が申請団体と30%以上重複していない				○

☆注意事項

- 法人格の有無は問いません。
- 政治・選挙、宗教、思想等に関わる団体、暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある団体、営利を主たる目的とする団体は除きます。

5. 対象期間

交付決定後から令和4年3月31日までの間に実施する事業が対象となります。

※交付決定日までの間に支出された経費も対象経費として算入できますが、支援金が交付されなかった場合は全額申請団体の自己負担になります。

※交付決定日までに事業に着手される場合は、事前着手届をご提出ください。事前着手の対象期間は令和3年4月1日以降となります。

6. 対象地域

亀岡市域のおおむね自治会単位以上の区域を対象とします。

7. 申請に必要な書類

番号	書類名	スタート事業	ステップアップ事業	市民連携事業	
				申請団体	連携先
1	交付申請書	○	○	○	不要
2	事業計画書	○	○	○	不要
3	収支予算書	○	○	○	不要
4	団体概要書	○	○	○	○
5	定款または規約等	○	○	○	○
6	役員名簿	○	○	○	○
7	団体の直近年度の決算書	不要	○	○	○
8	連携実施確約書	不要	不要	○	
9	事前着手届	△（交付決定日前までに事業に着手する場合）			

※番号1～4及び6、8、9の様式については、亀岡市のウェブサイトからダウンロードできます。
「亀岡市トップページ」→「くらし」→「市民活動」→「市民活動支援」ページ
また、郵送、メール送付も可能です。ご希望の場合は市民力推進課までご連絡ください。

8. 手続きの流れ・スケジュール

項目	日程	内容
相談	随時	申請前に必ず市民力推進課と協議を行ってください。 ※事前の相談がない事業の申請は受け付けられません。
申請	～令和3年5月 日（ ）	市民力推進課に持参により提出してください。 【提出時間】午前8時30分～午後5時15分（平日）
委員会	令和3年6月上旬	亀岡市まちづくり協働推進委員会で申請事業について協議を行います。
審査会	令和3年6月 日（ ）	審査会による事業ヒアリング（1事業20分～30分間）を実施します。日程は申請時に調整し、先着順で決定します。 ※審査会に出席しないと交付は受けられません。市民連携事業については連携先団体も出席してください。 審査員による審査を実施
交付決定 交付式	令和3年7月中(予定)	市長が交付もしくは不交付の決定を行い、交付式にて交付決定通知を渡します。
事業実施	～令和4年3月31日（木）	市民力推進課で実施事業の見学を行います。また、団体と次年度以降の事業展開について協議を行います。 事業の廃止、変更や実施協力依頼（広報など）は早めに市民力推進課までご相談ください。
実績 報告・確定	事業終了後1ヶ月以内、もしくは令和4年3月31日（木）のいずれか早い日まで	実績報告書などの提出をしてください。様式は交付決定時にお渡しします。報告後、市民力推進課で内容を確認し、交付確定を行います。
事業報告	令和4年4月中旬以降	事業報告会を公開で実施します。市民連携事業については連携先団体も出席してください。 事業報告を紙面（模造紙半分程度）で作成していただき、亀岡市役所等で掲示し、広く共有できるようにします。

9. 対象経費

対象経費は直接経費（全支援メニュー適用）と間接経費（市民連携事業のみ適用）の2つです。

☆直接経費（事業に直接関わる経費）

《全コースが対象となる経費》

費目	内容	対象外経費例
報償費	外部講師やアドバイザーなどへの謝礼など	・ 団体構成員等への謝礼 ・ 対象経費の 50%以上を占めるもの
旅費	外部講師の交通費や宿泊費の実費など	・ スタッフ交通費、宿泊費
消耗品費	用紙や封筒、文具や原材料費など	
印刷製本費	参加者募集のチラシなどの印刷代やコピー代など	対象経費の 40%以上を占めるもの
通信運搬費	参加者募集のチラシ送付代や荷物運搬の宅配便代など	
広告宣伝費	参加者募集の広告掲載料など	
保険料	ボランティア保険や行事保険など	
使用料及び賃借料	会議室や施設などの会場使用料やレンタカー代など	
委託料	専門的な知識や技術に対し、業務を外部に委託する経費 例：託児、チラシデザイン、WEB サイト構築	・ 対象経費の 30%以上を占めるもの ・ 団体内で実施可能なもの
手数料	銀行の振込手数料など	
飲食費	事業実施に必要な不可欠なもの 例：講師へのお茶代など	スタッフや一般参加者のお茶代やお菓子代

《スタート事業のみ対象となる経費》

費目	内容	対象外経費例
備品費	概ね3年以上同じ状態で使用できるもの	交付金額の1/3以上を占めるもの

※備品の購入については、必ず申請前に事務局と協議をしてください。

原則として、申請時の計画になかった備品費については、対象経費として認めることができません。

また、購入金額が安価なものであっても、通常繰り返し使用できると想定される物品は備品となります。

※上記に該当しないものや費目について不明な点は、ご相談ください。

☆間接経費（事業に直接関わらないが事業実施に必要となる管理費）

市民連携事業については、直接事業費の10%、又は、4万円のうちいずれか低い額を上限として、間接経費の算入を認めます。

※スタート事業及びステップアップ事業は対象外です。

※直接経費と間接経費間の経費の流用は認めません。

【間接経費の主な用途について】

○施設や設備の整備、維持及び運営経費

- ・ 賃借料、施設の維持管理費、光熱水費、IT 関係費用、消耗品費、機器のレンタル・リース料、通信運搬費、印刷費、保険料など

※団体構成員の人件費、各種手当は対象外です。

☆対象外経費の例

※間接経費（スタート事業、ステップアップ事業）

※個人給付的なもの（参加賞や賞品など）

※団体構成員等（事業実施補助者を含む）に支払う経費（報償費、人件費、交通費、飲食費）

※支払が明確に確認できないもの（但し書きのある領収書がない、個人名の領収書など）

10. 事業の選考について

市民協働推進を図るため亀岡市が設置する「亀岡市まちづくり協働推進委員会」の委員や外部有識者等で構成する審査会のヒアリング及び、亀岡市まちづくり協働推進委員会において協議をして交付事業案を作成します。これを受けて、亀岡市内部での協議を経て、最終的に市長が交付、もしくは不交付の決定をします。

審査会でのヒアリング結果や亀岡市まちづくり協働推進委員会での協議結果は支援金の交付を約束するものではありません。

審査には申請事業に関連する課もオブザーバーとして加わる場合があります。

また、審査員の所属・氏名等については、審査の公平性を確保するため当日まで非公開とします。

11. 情報の公開

提出いただいた書類は個人情報を除き、ホームページなどを通じて公表することがあります。

12. 交付事業の継続

交付終了後の事業展開について、団体と事務局等で協議する場を設け、事業の展開方法を検討します。

13. 事業報告書の提出と精算手続き

事業を完了した日から1ヶ月以内又は令和4年3月31日のうちいずれか早い日までに実績報告書類を提出してください。

交付した支援金に残額が生じた場合や不適切な事業の執行が認められる場合は、亀岡市支えあいまちづくり協働支援金交付要綱に基づき支援金の一部又は全部を返還していただきます。

14. 事業報告

事業の成果を報告会にて発表していただきます（令和3年4月24日（土）予定）。また、報告会では審査会による事業評価を行います。事業の成果を紙面にまとめて発表（市役所庁舎等に掲示）していただきます。また、報告内容についてアドバイザーによる事業評価を行います。評価結果については交付団体に通知し、今後の活動への参考としていただきます。発表していただいた成果についてもホームページ等で公表することがあります。

15. 申請にあたって

- 事業の関係先や協働のパートナーと事前に十分な協議と調整を行ってください。
- 申請受付時に提出書類の確認を行います。書類確認の結果、ご提出いただいた書類の修正をお願いする場合があります。申請期限内に修正が完了しない場合は受理できない場合もあります。
- 申請書類はパソコン入力、もしくはボールペン等による楷書で読みやすい記載を心がけてください。
- 数値や具体例などを使って、事業の目的や成果を分かりやすく記載してください。

支援金申請に関する相談対応先（随時相談を受け付けています）

亀岡市役所 市民力推進課

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

電話 25-5002（直通） FAX 25-5157

E-mail: syougai-gakusyu@city.kameoka.lg.jp

HP: トップページ→くらし→市民活動→市民活動支援

かめおか市民活動推進センター

〒621-0805 亀岡市余部町宝久保1-1

ガレリアかめおか3階

電話/FAX 29-2703

（火～土（第4木曜除く） 午前10時～午後4時）

E-mail: office@ksksc.org

かめおか市民活動推進センターについて

かめおか市民活動推進センターは市民活動団体の相談や助言を行っています。亀岡市支えあいまちづくり協働支援金事業に関わらず、団体の運営等必要に応じてぜひご利用ください。

★申請書の提出は、亀岡市役所市民力推進課までお願いします。